

令和7年9月17日

秋田県総務部総合防災課

令和7年9月2日からの大雨に係る災害救助法の適用について【第2報】

令和7年9月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、1市1町1村に災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
能代市 上小阿仁村 五城目町	9月2日	令和7年9月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

(担当) 秋田県総務部 総合防災課

被災者支援チーム 伊藤(直)、工藤

(電話) 018(860)4504